

「屋島やすらぎ」指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業主体法人の概要

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 屋島やすらぎ
 (2) 法人所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
 (3) 代表者氏名 代表 生田 渉
 (4) 設立年月 平成15年8月1日

2. 事務所の概要

- (1) 事業所の名称 屋島やすらぎ
 (2) サービスの種類 居宅介護支援 (高松市第3770102543号)
 (3) 事業所の所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
 (4) 電話番号 087-843-9590
 (5) 事務所長 管理者 岡内 晴美
 (6) 当事務所の運営方針 「すべての方に安心と生きがい」をモットーにしております。
 (7) 開設年月 平成15年8月1日
 (8) 事業者(法人)が行っている他の業務 (当事業所では、次の業務も併せて実施しています。)
 「指定訪問介護事業」 平成15年8月1日指定
 「地域密着型通所介護事業」 平成28年4月1日指定
 (介護予防・日常生活支援総合事業)
 「高松市介護予防訪問介護相当サービス事業」 平成30年4月1日指定
 「高松市訪問型サービスA(A-1)」 平成28年10月1日指定
 「高松市介護予防通所介護相当サービス事業」 平成30年4月1日指定
 「高松市通所型サービスA」 令和1年10月1日指定
 「指定障害者福祉サービス事業」 平成18年10月1日指定

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
 高松市、三木町、さぬき市
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、祝日及び12月29日から1月3日を除く
受付時間	年中無休24時間
サービス提供時間帯	月～金 9時～17時15分

4. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
管理者	1(兼務)		1(兼務)	事業所の統括管理
介護支援専門員	1	4	3.3	居宅介護サービス計画の作成

5. サービスの内容

①居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)の作成

・事業所が選任した介護支援専門員がご本人の心身状況やご家族等の希望をお伺いし、当該地域における指定居宅サービス事業者等の情報を公正中立の立場で総合的に提供し、ご契約者に介護サービスの選択を求めます。

- ・介護支援専門員はご本人に提供されるサービスの目標、その達成時期、またサービスを提供する上での留意点等を盛りこんだケアプランの原案を作成します。
 - ・前項の原案のうち保険給付の対象となるか否かを区分した上で、そのサービス内容や利用料等を説明し、ご契約者の同意を得て決定します。
 - ・居宅サービス計画作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対して、複数のサービス事業所の紹介を求め、かつ選定理由の説明を求めることが出来ます。
- なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

②ケアプラン作成後の便宜の供与

- ・ケアプランに基づくサービス等が円滑に確保されるよう、ご本人及びご家族と指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、計画の実施状況を把握します。
- ・ご契約者の意思を踏まえ要介護認定の更新・申請に必要な援助を行います。

③ケアプランの変更

ご契約者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

④介護保険施設等への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤医療機関と速やかに連携を行うため、「屋島やすらぎ」介護支援事業所名と担当の介護支援専門員の名前を医療機関にお知らせください。

6. 利用料金等

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。
- 但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、下表のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

ア. 基本料金

居宅介護支援費

(要介護1・2)	11,088円/月	(要介護3～5)	14,406円/月
※地域区分（高松市）7級地（所定単位数に10.21円を乗じた額です。）			

イ. 初回加算

(要介護1～5 初回時)	3,063円/月
--------------	----------

※算定要件

- ・新規にケアプランを作成した場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けケアプランを作成する場合。
- ・要介護状態区分が2段階以上となった場合。

ウ. その他の利用料

※利用料は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）の改正により改定されます。その場合、新しい利用料を書面でお知らせします。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金が発生した場合、利用月分を翌月27日に指定の銀行口座から振り替えさせていただくか郵便払込取扱票もしくは現金でお支払いいただきます。なお交通費については、サービス終了時に、その都度お支払いください。

7. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事柄その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 虐待防止のための措置

虐待防止のための措置として、次の通り実施します。

- (1) 虐待防止の措置についての責任者を配置し、定期的に虐待防止対策委員会を開催し、指針整備等を行います。

○虐待防止責任者 **管理者 岡内 晴美**

- (2) 職員に対する虐待防止についての研修計画を立て、定期的に研修を開催します。

- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律及び高松市高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。

- (4) 虐待又は虐待の疑いについて気がかりな点は、担当介護支援専門員にご相談ください。

9. 身体的拘束等について

原則としてご利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他傷等危険が及ぶことが考えられる場合には、同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体的拘束等を行うことがあります。その場合には、態様及び時間、ご利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由等記録し、5年間保存します。また、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを行います。

10. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

11. 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、主治医又は医療関係へ連絡しその指示に従います。また事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

12. 守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

13. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合でも同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 苦情・相談の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

(担当者) 管理者 岡内 晴美

高松市屋島東町1 4 1 4 番地

受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前9時～午後5時15分

電 話 0 8 7 - 8 4 3 - 9 5 9 0

行政機関その他苦情受付機関

高松市・介護保険担当課	電 話	8 3 9 - 2 3 2 6	F A X	8 3 9 - 2 3 3 6
	受付時間	月～金	8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0	
国民健康保険団体連合会	電 話	8 2 2 - 7 4 3 1	F A X	8 2 2 - 6 0 2 3
	受付時間	月～金	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0	
香川県社会福祉協議会	電 話	8 6 1 - 0 5 4 5	F A X	8 6 1 - 2 6 6 4
	受付時間	月～金	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0	

15. 情報公開

当事業所の概要、体制、サービス内容、料金についての情報は全て公開します。